

2025年12月24日開催 食品表示作成セミナーQ&A

	講師への質問	回答欄
1	<p>弊社は健康食品会社ですが、食品分類で輸出先にその分類が無い場合に、どのように弊社商品を分類すればよいのでしょうか？加工食品という分類でよいのでしょうか？判断がつかず困っており、分類の方法についてわかれば教えて下さい。</p>	<p>学習資料等に直接的な掲載はありませんが、P11～12が関連します。                      注意点は、①「食品規格に該当しない場合に、用語としての使用制限があるか」を確認すること、                      ②「その他の食品」もしくは「規格のない食品」として使用基準が適用されるかどうかを確認することといえます。                      そのため、実務上では想定される食品分類を「分類候補A」「分類候補B」「その他（又は規格のない食品）」のように複数用意し、それぞれ表示基準や添加物使用基準を確認し、厳しい基準となるケースを事前に想定するなどの対応が現実的かと思えます。</p>
2	<p>食品表示についてのご質問です。                      ①国内のアレルゲン義務・推奨以外のアレルゲン情報について国内では情報が収集困難です。何か得策はありますか？                      ②同じ内容で、原料サプライヤーでの管理もされていない場合が多いのですが、その場合輸出用のアレルゲン表示はどのように管理するべきでしょうか？</p>	<p>①は学習資料P58～59のJETROを参照すると分かりやすいと思います。②は学習資料等に直接的な掲載はありませんが、P79が関連します。原料サプライヤー様に対して（「A国のアレルゲン表示対象品目」と伝えるのではなく）具体的な「対象原材料リスト（グルテン、セロリ等）」を提示するとよいと思います。</p>
3	<p>①海外向け食品の栄養成分の根拠について日本では推定値（8訂などからの計算値）が認められていますが、各国の根拠データの出典は分析値のみなののでしょうか？それとも推定値も認められているのでしょうか？                      ②また推定値の根拠データは各国のものを利用しなければならないのか？ご教えてください。</p>	<p>①②とも学習資料等には直接的な掲載はないのですが、①は一般的に「表示値が許容差の範囲内にあること」が求められることから、必ず分析値の使用が必要というわけではありません。また②の要件（計算値のデータの指定）は一般的に義務化されているものではないですが、栄養成分の定義そのものが国内と海外で異なる可能性を考えると、輸出先国の定義（糖アルコールや食物繊維等の個別の算出方法が異なると熱量等の表示値に影響する）も参照しつつその計算が正しいかどうかを分析により検証するなど、計算と分析を併用することになると思います。                      分析方法と検査機関は、要件が定められていることがあります。</p>
4	<p>ベトナムなど特定の食品に関して栄養強化する必要がある場合があると最近知りました。そのような情報を詳しくまとめているようなサイト等あれば教えてほしいです。</p>	<p>学習資料P58～60のJETROとGAIN（USDA）を参照するとよいと思います。</p>
5	<p>香料は添加物番号が登録されていないことがあるので、使用が認められているのかどのように確認したらよいのでしょうか。実際に使用が認められない香料は存在しますか。</p>	<p>学習資料のP.17が該当すると思いますが、香料に配合されている原材料それぞれについて、輸出先国の添加物一覧を参照し、使用が許可されているか否かを確認します。                      続いて添加物規格、添加物使用基準を確認することになります。                      添加物の成分規格については明らかに疑義（はっきりしない又は疑いがある）が生じない限りは具体的な物質名が一致した段階で、次の使用基準の調査に進めることが現実的だと思います。                      実際に使用が認められない香料については、輸出先国の管轄当局に確認することを推奨します。</p>
6	<p>日本では表示の対象ではない（28品目外）の海外独自のアレルギー調査について質問です。グルテンを含む穀物、木の实全般、ルパン豆といったくりの項目を調査する際 日本の工場で製造された原料を使用していると、28品目外のものアレルギー管理対象外と回答されるのが現状です。そういった場合、入っている可能性のあるものとして予防的アレルギー表示「PAL」の制度を参考に、すべて入っている可能性があるかと記載するか、アレルギーが含まれるか分析で確認するしかないのでしょうか。</p>	<p>学習資料等に直接的な掲載はないのですが、そうしたやむを得ないケースにおいては一般的に分析で確認しつつPALとして記載するのが現実的かと思えます。ただしPALについてはコーデックス（CCFL48）で品目別の閾値設定案が検討されていると思いますので、そちらを参照いただければと思います。</p>

	講師への質問	回答欄
7	<p>海外向け商品で表示順序を決める際の質問です。例えば「チョコレート」を入れた「クリーム」を輸出する場合のラベルを作成する際、①②のどちらで作成すべきなのか知見をお持ちでしたらご回答をお願い致します。</p> <p>※チョコレートはここでは「カカオマス、ココアバター、香料」で構成されていると仮定しています。</p> <p>①（クリームの原材料）、チョコレート（香料を除く）、香料（チョコレート由来の配合量）</p> <p>②（クリームの原材料）、チョコレート（香料を含む）、香料（チョコレート由来の配合量）※香料を重複記載</p> <p>コーデックスやアメリカ、EU等の規則をできる限り確認しましたが「多いもの順に並べる」といった主旨しか分からず、海外（対象国は、台湾、香港、アメリカ）の加工食品表示のスタンダードはどちらなのか教えてほしい。</p> <p>仮にチョコレートには香料が、0.5%含まれているものとする。</p>	<p>重量計算と表示の問題が混在しているかもしれません。重量計算自体は②が一般的ですが、②のように重複表示をすると不適切とされるかと思われます。なお対象国別の詳細等につきましては、学習資料等に掲載された内容ではなく、また個別的内容であることから、ここではお答えいたしかねますことをご了承ください。</p>
8	<p>食品規格の説明において、チョコの規格で使用不可の添加物であって、チョコレート菓子の規格では使用可の添加物の場合、チョコで使用不可の添加物は最終商品のチョコレート菓子にも使用不可との認識で正しいでしょうか？</p>	<p>チョコレートには使用できない添加物を使用している場合はチョコレートの要件を満たさないことから、名称や原材料名にチョコレート菓子やチョコレートといった表示ができなくなります。ただしチョコレートであると誤認されないよう名称や原材料名を変更する場合で、かつ対象国の菓子に使用できる添加物である場合には、使用不可と判断されるとは限りません。変更後の表示内容と使用する添加物によりますが、個別に問い合わせをしたうえでの判断でよいと思います。</p>
9	<p>作成した表示案についてこれでよいかどうかシンガポールには現地の確認先があると公演内でお話されていましたが、確認先をお教えいただけますと幸いです。</p>	<p>学習資料巻末に、輸出先国所管官庁について記載がありますので、そちらを参照下さい。</p> <p>リンク：  <a href="https://yushutukisei.com/learningmaterials/?learning_category=food-labeling">https://yushutukisei.com/learningmaterials/?learning_category=food-labeling</a></p>
10	<p>添加物の用途についてグリシン（日持ち向上剤）などシンガポールでは金属イオン封鎖剤として記載がない場合、同じ目的として使用可でしょうか。</p>	<p>原則として、添加物は両国の食品規格・添加物基準に合致していることに加え、同じ化学的性質で使用されることが求められます。質問のケースでは、グリシン（日持ち向上剤）が金属イオン封鎖剤としての化学的性質に基づいているなら使用可と考えます。一方このグリシンが金属イオン封鎖剤とは異なる化学的性質を付与する目的で使用されているのであれば、使用できないと考えられます。</p> <p>ただし上記は原則としてご認識頂き、国や地域によっては用途が変わると承認が必要になる場合もありますので、実務的には個別に輸出先国の輸入を通し所管官庁へ確認することが望ましいといえます。</p>
11	<p>北米向け輸出として、現地のスーパー様に製品を納入しようとしています。この時、ラベル作成の責任の所在でもめたりしています。基本的には現地の輸入者側での管理も必要なのかと考えますが、皆様どのようにご対応されているのかを知りたいです。</p>	<p>ラベル表示も含めて輸入品の責任は、輸入者が負うことになります。</p> <p>ただし実質的には、輸入者側の表示ミスに由来するリコール（回収）があった場合、リコールは現地行政当局に報告の必要があり、それに伴い商品名・企業名が公表される可能性があります。このようなレピュテーションリスク低減の視点を考慮すると、輸出側も輸入者のラベル情報を入力し、表示ミスがないか確認する必要があるというのが現実的な対応と考えます。</p>
12	<p>商品名に産地をうたったもの（例えば「北海道牛乳」など）や日本では乳脂肪分のみ使用したものしか商品名に使用できない「●●クリーム」など日本では表示ルールがありますが、諸外国でも同様のルールがあるのか、それをどのように調べたらよいか手段があればご教示いただきたいです。</p>	<p>産地に関しては表示基準を、名称に使用制限のあるものについては食品規格をそれぞれ調べます。調べ方は、学習資料P58～60のJETROとGAIN（USDA）が参考になると思います。</p>

	講師への質問	回答欄
13	海外のアレルギー物質は日本国内と異なり、魚や木の実など範囲の広い記載方法になっています。それぞれの国がアレルギー物質としてとらえている魚種や木の実はどのように確認すればよいでしょうか。	学習資料P58～60のJETROとGAIN（USDA）を参考にすると、アレルゲン表示の法令や基準は特定できます。もしも法令や基準内に詳細の記述がない場合は、学習資料P61を参考に事業者向けガイドやQ&Aを探すとよいと思います。
14	社外の別事業者の協力を得ながら海外用の製品の製造～販売（名義変更、現物受け渡し＝物流、輸出業務委託など）をする場合、日本語表記の要・不要について、①～③の認識で合っていますでしょうか。また、③の製造委託先のケースについて、よくわからず、ご教授いただけないでしょうか。 ①製造会社（当社）から、国内で別事業者（商社や卸業者）に現物を受け渡しし、対象品の所有者名義を変更して輸出する場合。 →日本語表示が必要 ②製造会社（当社）から、国内で別事業者（商社や輸出代行業者）に現物を受け渡しするが、対象品の所有者名義を変更せずに当社から輸出手続きの業務だけを委託する場合。 →日本語表示不要 ③当社とは別の製造委託先（他社）から、当社が国内で商品を買取り、それを輸出し、当社現地法人または現地の業務提携先が販売する場合。	学習資料等に直接的な掲載はないのですが、一般的に輸出用と特定され、国内で消費者に販売されない製品の場合、日本語表示は不要だと思われます。（食品表示基準Q&A総則-9を参照下さい）
15	調味料としてある添加物を使用している製品を輸出する場合、その添加物が輸出先の国で調味料としての使用は不可でも他の用途では使用可能な場合、この添加物は使用可能と判断できますか？	添加物使用基準に関しては学習資料P15が関連しますが、原則としてそのような場合は使用不可と判断されると思います。
16	国内アレルギー情報以外の海外アレルギー情報はなかなか情報が集まりにくいですが、その場合はどのように情報を記載していますか？原料メーカーからの規格書より基原原料を記載するしかないでしょうか？	基本的には原料メーカー様の規格書より基原原料を記載することになると思います。また2番目のご質問は、学習資料のP79が関連します。規格書の原料メーカー様に対して（「A国のアレルゲン表示対象品目」と伝えるのではなく）具体的な「対象原材料リスト（グルテン、セロリ等）」を提示するとよいと思います。
17	国内で製造した製品を輸出する際に、添加物やアレルゲンの情報を原料メーカーからどう得るかにいつも悩んでいます。（海外向けを想定してないので分かりませんと言われてしまう。）特にアレルゲンはどこまで調べれば表示の担保がとれている、と判断できるのかが分かりません。どう考えればよいでしょうか？	同上
18	日本では添加物にならないが海外で規制あるもの（たん白加水分解物等）を調べる方法についてご教示ください。	学習資料のP42のような添加物検索サイトを用意している国も多くありますので、まずは検索サイトを探して物質名で調べるとよいと思います。見つからない場合は学習資料P39のような「添加物一覧」を探して、その中から物質名で調べます。
19	川合さんの資料20ページの米国の基準について質問です。添加物（Part172）とGRAS(Part184)については、タイトルをstatement of identityとすることが義務なのでしょいか？	申し訳ございませんが、学習資料内に「添加物（Part172）とGRAS(Part184)」について書かれた該当のページを確認できません。standards of identityの用語そのものをタイトルとする、といった規則ではなく、「standards of identityの定めがある場合はその名称を表示する」という規則となります。

	講師への質問	回答欄
20	海外向け食品表示を作成する上で日本よりも多くの情報が求められるが、原材料の詳細（使用しているスパイス）の種類を機密として開示してくれない原料メーカーや、添加物の具体的な物質名（グリセリン脂肪酸エステルなどの具体的な物質名など）を企業秘密として開示してれない原料メーカーがある。どのように対応したらよいか。	学習資料等に直接的な掲載はありませんが、P79が関連します。原料メーカー様に対して、まずは「特定の物質名や含有量である場合に規制がある根拠」を示すなど、合理的な説明が必要だと思います。そのうえで具体名を聞くのが難しい場合はこちらから「具体的な物質名リスト」を提示する、使用量を聞くのが難しい場合はこちらから「具体的な閾値」を提示するなど「該当の有無」だけにして回答しやすくすること検討できると思います。
21	複合原材料を複数使っている場合、原材料表示はどのような順番で表示できるのか知りたい（複合原材料のまま（複合原材料中の個別原材料は括弧書きにして記載）でいいのか、すべて展開して重量順に記載するのでしょうか？	学習資料等に直接的な掲載はないのですが、一般的に複合原材料名に括弧書きにして構成原材料をすべて記載する場合は重量割合順とし、構成原材料を表示せず複合原材料名のみで表示する場合については要件が定められていることが多いと思います。なお複合原材料名を表示せず展開して個別に表示することは、複合原材料名が一般的な名称である場合には不適切な表示とされるおそれがあるほか、複合原材料であっても一般的な名称ではない場合には個別の表示が必要となる場合もあるため注意が必要です。
22	原料メーカー側でも基本は国内アレルギーが管理対象であることが多く、原材料に関する国内アレルギー以外の情報収集やコンタミ管理が難しいと感じています。使用する原料のアレルギー物質情報の収集に関してどのようにすればよいかアドバイスをいただきたいです。	学習資料等に直接的な掲載はないのですが、一般的には、想定するアレルギーリスト（10ヶ国以上向けで50品目程度）をすべて規格書に記載して情報収集する方法と、規格書は製造国のアレルギーリストのみとし輸出先において適用されるアレルギー品目を個別に追加して情報収集する方法があると思います。どちらも管理上の課題はそれぞれあると思いますので、輸出先の対象国数と商品特性により検討されるとよいと思います。
23	原料購入段階でキャリーオーバーや加工助剤のため情報開示されないことがあります。どのように、またどこまでさかのぼって確認する必要があるのでしょうか？	情報開示されない場合、輸出先国において懸念となる物質または規制対象物質（例えば、輸出先国のアレルギーや部分水素添加に伴うトランス脂肪酸など）に関して有無を確認する方法があります。またキャリーオーバー成分について日本国内では表示が免除されるケースがありますが、海外でも含まれてよいかは異なる問題ですので、すべての（複合原料であれば、二次原料・三次原料・・・分解が可能なレベルまで）情報を確認する必要があります。学習資料P.17でも解説していますので、ご参照下さい。
24	組み合わせ食品の食品分類の選択について教えてください。具体的にはコーデックスの食品分類における、チョコ・ビスケットを組み合わせた食品や、せんべい・チーズを組み合わせた食品などの食品分類はどのように考えればよいのでしょうか？	学習資料等に直接的な掲載はないのですが、一般的にはどの食品分類にも定義されず（一般消費者に誤認をあたえるものではない名称を表示）、チョコレートとビスケットの両方の食品規格、添加物使用基準、表示基準の影響を受けると思います。
25	日本国内で製造している製品を海外（北米）むけにリパッケージする際の注意事項について、商流に関わらず日本語文面は必要でしょうかそれとも必要ないのでしょうか？	学習資料等に直接的な掲載はないのですが、一般的に輸出用と特定され、国内で消費者に販売されない製品の場合、日本語表示は不要だと思われます（食品表示基準Q&A総則-9）。（なお日本語（輸出国からみた外国語）表示が残っている場合には輸出先国での表示基準に注意が必要です）
26	各国のアレルギーで「魚類」「ナッツ類」など「類」が付いているものがあります。その「類」の範囲および具体的な内容はどのようにして知ることが出来ますか。また、どのように判断したらよいのでしょうか？	学習資料P58～60のJETROとGAIN（USDA）を参考にすると、アレルギー表示の法令や基準は特定できます。もしも法令や基準内に詳細（「類」の範囲等）の記述がない場合は、学習資料P61を参考に事業者向けガイドやQ&Aを探すとよいと思います。
27	シンガポールの問合せ先をお知らせいただきましたが、韓国MFDSにメールで問い合わせる方法がありますでしょうか？資料にもありました通り、改正が多く、改正されたばかりの規則は詳細な説明が少ないと感じております。そういった際に問合せのできる機関がありましたらご教示いただけますと幸いです。	英語版「食品等の表示基準（Labeling Standards of Foods, Etc (No. 2022-66)）」のページに、MFDSの電話番号（Tel：+82-43-719-1564 (for English)）が掲載されています。 <a href="https://www.mfds.go.kr/eng/brd/m_15/view.do?seq=72446">https://www.mfds.go.kr/eng/brd/m_15/view.do?seq=72446</a>